

## 焼津市郵便用封筒広告掲載運用基準

平成22年12月3日制定

### (趣旨)

第1 この運用基準は、焼津市広告掲載要綱（平成22年焼津市告示第24号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、焼津市が管理する郵便用封筒（以下「封筒」という。）を使用した広告の掲載に関して必要な事項を定める。

### (広告の基準)

第2 広告は、要綱第3条各号及び第4条第1項各号に掲げるもののほか、市税を滞納している者は認めない。

### (広告の種類、規格・表示色、掲載面、募集枠、作成枚数及び掲載料)

第3 広告の種類、規格・表示色等及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種類	規格・表示色	掲載面	募集枠	作成枚数	掲載料
長形3号封筒（市内）	縦40mm×横95mm 単色	裏面	4枠	4万枚	16,800円
角型2号封筒		表面	4枠	2万枚	12,000円

(1) 広告には、広告主の名称及び連絡先を表示しなければならない。

(2) 広告を掲載するに当たり、次の文章を表示する。

「広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。」

### (広告の掲載期間)

第4 広告の掲載期間は、当初に作成した封筒の在庫がなくなるまでとする。

### (広告の募集方法)

第5 広告の募集は、広報やいづ又は焼津市ホームページにより行うものとする。

### (記載の申込み)

第6 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、焼津市郵便用封筒広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

(1) 掲載する広告の内容を写した原稿

(2) 同意書（第2号様式）

(広告の選定方法)

- 第7 掲載する広告は、焼津市広告掲載審査委員会の審査を経て決定するものとする。
- 2 申し込みの件数が募集件数を超えたときは、市内事業者を優先し、さらに超える場合は、抽選により決定するものとする。
  - 3 掲載位置(枠順)においては、同様に抽選により決定するものとする。

(広告掲載の決定)

- 第8 市長は、広告の掲載の申し込みがあったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定し、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)により申込者へ通知するものとする。

(掲載の実施の手続等)

- 第9 掲載者は、焼津市郵便用封筒広告決定通知書(第3号様式)に記載された納付期限までに、掲載料を一括納付しなければならない。
- 2 市長は、掲載者と内容確認の上、提出された原稿により封筒に掲載することとする。
  - 3 その他手続き等については、要綱第7条の定めるところによる。

(補則)

その他広告の掲載に関し疑義が生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

附則この運用基準は、制定の日から施行する。

附則この運用基準は、平成23年6月22日から施行する。

附則この運用基準は、平成28年7月1日から施行する。

附則この運用基準は、令和4年11月1日から施行する。